

鉄道事業法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（旅客の運賃及び料金） 第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「<u>旅客運賃等</u>」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 （略） 3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた<u>旅客運賃等</u>の上限の範囲内で<u>旅客運賃等</u>を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める<u>旅客の料金</u>を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 5 国土交通大臣は、第三項の<u>旅客運賃等</u>又は前項の<u>旅客の料金</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその<u>旅客運賃等</u>又は<u>旅客の料金</u>を変更すべきことを命ずることができる。 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 二 （略）	（運賃及び料金） 第十六条 鉄道運送事業者は、旅客又は貨物の運賃及び国土交通省令で定める料金（以下「<u>運賃等</u>」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 （略） 3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた<u>運賃等</u>の上限の範囲内で<u>運賃等</u>を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める<u>料金</u>を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 5 国土交通大臣は、第三項の<u>運賃等</u>又は前項の<u>料金</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその<u>運賃等</u>又は<u>料金</u>を変更すべきことを命ずることができる。 一 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 二 （略）

(乗継円滑化措置等)

第二十二條の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の運送事業者その他の関係者と相互に協力して、連絡運輸、直通運輸その他の他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための国土交通省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 鉄道事業者が他の鉄道事業者に対し旅客の乗継ぎに係る前項の措置であつて鉄道施設の建設又は改良によるもの(以下「乗継円滑化措置」という。)に関する協議を求めたときは、当該他の鉄道事業者は、当該乗継円滑化措置により鉄道施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3～5 (略)

(事業改善の命令)

第二十三條 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金(第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。)又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

二～七 (略)

2・3 (略)

(乗継円滑化措置)

第二十二條の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

2 鉄道事業者が他の鉄道事業者に対し乗継円滑化措置に関する協議を求めたときは、当該他の鉄道事業者は、当該乗継円滑化措置により鉄道施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3～5 (略)

(事業改善の命令)

第二十三條 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 運賃等の上限又は料金(第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。)を変更すること。

二～七 (略)

2・3 (略)

（事業の廃止）

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2）5 （略）

6 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合に限る。）は、廃止の日の六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、廃止の日の三月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（旅客の運賃）

第三十六条 索道事業者は、旅客の運賃（国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（準用規定）

第三十八条 第六条、第九条、第十二条、第十八条から第十九条の二まで、第二十三条（第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条第一項から第四項まで及び第三十条（第五号から第七号までに係る部分を除く。）の規定は、索道事業について準用する。この場合において、第九条第二項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第四項において準用する第八条第二項中「事業基本計画及び鉄道営業

（事業の廃止）

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2）5 （略）

（運賃）

第三十六条 索道事業者は、旅客又は貨物の運賃（国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（準用規定）

第三十八条 第六条、第九条、第十二条、第十八条から第十九条の二まで、第二十三条（第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条第一項から第四項まで及び第三十条（第五号から第七号までに係る部分を除く。）の規定は、索道事業について準用する。この場合において、第九条第二項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第四項において準用する第八条第二項中「事業基本計画及び鉄道営業

法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の国土交通省令で定める規程」とあり、並びに第十二条第四項において準用する第十条第二項中「鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程」とあるのは「第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の第二項」と、第十二条第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したときは」と、第二十三条第一項第一号中「旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金」とあるのは「旅客の運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第十六条第一項の規定による旅客運賃等の上限の認可
- 二 第十六条第五項の規定による旅客運賃等又は旅客の料金の変更の命令

三 第二十三条第一項の規定による旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金又は貨物の運賃若しくは料金の変更の命令

四 （略）

（意見の聴取）

第六十五条 地方運輸局長は、第六十四条の規定により、旅客運賃等の上限に関する認可に係る事項がその権限に属することとなつた場合において、

法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の国土交通省令で定める規程」とあり、並びに第十二条第四項において準用する第十条第二項中「鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程」とあるのは「第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の第二項」と、第十二条第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したときは」と、第二十三条第一項第一号中「運賃等の上限又は料金（第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。）」とあるのは「運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第十六条第一項の規定による運賃等の上限の認可
- 二 第十六条第五項の規定による運賃等又は料金の変更の命令

三 第二十三条第一項の規定による運賃等の上限又は料金の変更の命令

四 （略）

（意見の聴取）

第六十五条 地方運輸局長は、第六十四条の規定により、運賃等の上限に関する認可に係る事項がその権限に属することとなつた場合において、

て、当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2・3 (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～八 (略)

九 第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者

十～十三 (略)

附則

当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2・3 (略)

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～八 (略)

九 第二十八条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者

十～十三 (略)

附則

(貨物運送に関する特例)

第七条 国土交通大臣は、第三条第一項の許可の申請が業務の範囲に貨物運送を含む場合(貨物運送に限定する場合を含む。)において、鉄道事業の許可をしようとするときは、当分の間、貨物運送に関し、第五条第一項各号に掲げる基準のほか、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。

二 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。

2 前項の規定は、第七条第一項、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十七条第一項の認可について準用する。

3 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合において、当該休止又は廃止が貨物運送に係るものであるときは、当分の間、第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定にか

かわらず、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。

5 第三項の規定による事業の廃止の許可を受けたときは、その業務の範囲を貨物運送に限定して行われた鉄道事業の許可は、その効力を失う。

6 国土交通大臣は、第六十四条の二各号に掲げる処分のほか、次に掲げる処分（業務の範囲に貨物運送を含む鉄道事業（貨物運送に限定するものを含む。）に係るものに限る。）をしようとするときは、当分の間、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第三条第一項の規定による許可

二 第二十六条第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可

三 第二十六条第二項の規定による法人の合併又は分割の認可

四 第三項の規定による事業の休止又は廃止の許可

7 第六十五条の規定は、第一項の場合における鉄道事業の許可に係る事項について準用する。

8 その業務の範囲が旅客運送に限定されている許可を受けた鉄道事業者が貨物運送を行つたときは、その鉄道事業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 第三項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、百万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
貨物利用運送事業法 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 第一種貨物利用運送事業（第三条・第十九条） 第三章 第二種貨物利用運送事業（第二十条・第三十四条） 第四章 外国人等による国際貨物運送に係る貨物利用運送事業（第三十条・第五十条の二） 第五章 雑則（第五十一条・第五十九条） 第六章 罰則（第六十条・第六十八条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2）5 （略）	貨物運送取扱事業法 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 利用運送事業（第三条・第二十一条） 第三章 運送取扱事業（第二十三条・第三十四条） 第四章 外国人等による国際貨物運送取扱事業（第三十五条・第五十条の二） 第五章 雑則（第五十一条・第五十九条） 第六章 罰則（第六十条・第六十六条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、貨物運送取扱事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、貨物運送取扱事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2）5 （略）

6 この法律において「貨物利用運送事業」とは、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業をいう。

7 この法律において「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であつて、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

6 この法律において「貨物運送取扱事業」とは、利用運送事業及び運送取扱事業をいう。

7 この法律において「利用運送事業」とは第一種利用運送事業及び第二種利用運送事業をいう。

8 この法律において「第一種利用運送事業」とは他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であつて、第二種利用運送事業以外のものをいう。

9 この法律において「第二種利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

10 この法律において「運送取扱事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自己の名をもつてする運送事業者（実運送事業者及び利用運送事業を經營する者に限る。以下この項において同じ。）の行う貨物の運送の取次ぎ若しくは運送貨物の運送事業者からの受取又は他人の名をもつてする運送事業者への貨物の運送の委託若しくは運送貨物の運送事業者からの受取を行う事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業及び同条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同条第二項の港湾運送事業に相当する事業を經營する事業を除く。）をいう。

(登録)

第三条 第一種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 第二種貨物利用運送事業について第二十条の許可を受けた者は、第二十一条第一項第二号の事業計画に係る利用運送の区間の範囲内において、当該事業において利用する他の運送事業者の行_う運送に係る第一種貨物利用運送事業を經營するときは、当該第一種貨物利用運送事業について、前項の登録を受けることを要しない。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地

三 事業の經營上使用する商号があるときはその商号

四 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲

2 前項の申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可)

第三条 利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 利用運送事業の許可は、利用運送事業の種類(前条第七項の利用運送事業の種類をいう。以下同じ。)について行_う。

3 第二種利用運送事業について第一項の許可を受けた者は、次条第一項第三号の事業計画に係る利用運送の区間の範囲内において、当該事業において利用する他の運送事業者の行_う運送に係る第一種利用運送事業を經營するときは、当該第一種利用運送事業について、第一項の許可を受けることを要しない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 經營しようとする利用運送事業の種類

三 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

四 第二種利用運送事業を經營しようとする場合には、貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2 前項の申請書には、事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第一種貨物利用運送事業者登録簿（以下「第一種登録簿」という。）に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一種登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者のあるもの

四 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行つ貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送に係る利用運送事業を営もうとする者であつて、次に掲げる者に該当するもの

イ 日本国籍を有しない者

ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

ニ 法人であつて、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの

又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

(許可の基準)

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の遂行上適切な計画（集配事業計画を除く。）を有するものであること。

二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること

二 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者

四 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

五 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送（以下「国内貨物運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業を經營しようとする者であつて、次に掲げる者に該当するもの

イ 日本国籍を有しない者

ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

ニ 法人であつて、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

六 その事業に必要と認められる国土交通省令で定める施設を有しない者

七 その事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

2 | 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならぬ。

（変更登録等）

。

三 航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送事業にあつては、その事業に係る実運送により定時に、及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 第二種利用運送事業にあつては、貨物の集配を利用運送と一貫して円滑に実施するための適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする第二種利用運送事業であつて申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けていない者であるものにあつては、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

（事業計画及び集配事業計画）

第七条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「第一種貨物利用運送事業者」という。）は、第四条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第四条第一項及び第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 第一種貨物利用運送事業者は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたとき又は第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、届出があつた事項を第一種登録簿に登録しなければならない。

第七条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「利用運送事業者」という。）は、その業務を行う場合には、事業計画及び集配事業計画（第一種利用運送事業の許可を受けた者にあつては、事業計画。以下同じ。）に定めるところに従わなければならない。

2 国土交通大臣は、利用運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該利用運送事業者に対し、事業計画及び集配事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第八条 利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（運賃及び料金）

第九条 利用運送事業者は、運賃及び料金（船舶運航事業者の行う運送に係る利用運送であつて国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）

を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当す
ると認めるときは、当該利用運送事業者に対し、期限を定めてその運賃
又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを
超えるものであるとき。

二 特定の荷主に対して不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の利用運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある
ものであるとき。

(運賃又は料金の割戻しの禁止)

第十条 利用運送事業者は、荷主に対し、收受した運賃又は料金の割戻し
をしてはならない。

(利用運送約款)

第十一条 利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可
を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする
。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準
によって、これをしなければならない。

一 (略)

二 少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに利用
運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであるこ
と。

3 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合(これを変更

(利用運送約款)

第八条 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大
臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同
様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準
によって、これをしなければならない。

一 (略)

二 少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一
種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているも
のであること。

3 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合(これを変更

して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（事業の種別等の揭示）

第九条 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。）を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第十条 第一種貨物利用運送事業者は、特定の荷主に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

（運輸に関する協定）

第十一条 第一種貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で国土交通省令で定める事項に係るものを締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業改善の命令）

して公示した場合を含む。）において、利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（事業の種別等の揭示）

第十二条 利用運送事業者は、利用運送事業の種別、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第十三条 利用運送事業者は、特定の荷主に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

（運輸に関する協定）

第十四条 利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で国土交通省令で定める事項に係るものを締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業改善の命令）

第十二条 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、第一種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 利用運送約款を変更すること。
- 二 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
- 三 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

四 (略)

(名義の利用等の禁止)

第十三条 第一種貨物利用運送事業者は、その名義を他人に第一種貨物利用運送事業のため利用させてはならない。

2 第一種貨物利用運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、第一種貨物利用運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(承継)

第十四条 第一種貨物利用運送事業者がその事業を譲渡し、又は第一種貨物利用運送事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人(第一種貨物利用運送事業者たる法人と第一種貨物利用運送事業を経営

第十五条 国土交通大臣は、利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は集配事業計画を変更すること。
- 二 利用運送約款を変更すること。
- 三 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

四 (略)

(名義の利用等の禁止)

第十六条 利用運送事業者は、その名義を他人に利用運送事業のため利用させてはならない。

2 利用運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、利用運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

しない法人の合併後存続する第一種貨物利用運送事業者たる法人を除く。
。以下この項において同じ。）若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、当該第一種貨物利用運送事業者の地位を承継する。ただし、当該事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人が第六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 | 前項の規定により第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3 | 第七条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事業の譲渡し及び譲受け等）

第十七条 利用運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 | 利用運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、利用運送事業者たる法人と利用運送事業を営まない法人が合併する場合において利用運送事業者たる法人が存続するとき又は利用運送事業者たる法人が分割をする場合において利用運送事業を承継させないときは、この限りでない。

3 | 第五条及び第六条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 | 第一項の認可を受けて利用運送事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて利用運送事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により利用運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第十八条 利用運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の経営していた利用運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 | 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした利用運送事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 | 第五条及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 | 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第十五条 第一種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第十九条 利用運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物の集配に係る輸送の安全)

第二十条 第二種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けた者（貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条第三項に定めるところによる。

(事業の停止及び登録の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 不正の手段により第三条第一項の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(登録の抹消)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。

(附帯業務)

第十八条 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分(以下「貨物の荷造り等」という

(事業の停止及び許可の取消し)

第二十一条 国土交通大臣は、利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内(第三号に該当する場合にあっては、六月以内)において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第二種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けた者(自動車を使用して貨物の集配を行う者に限る。)にあっては、貨物自動車運送事業法第三十三条(同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。

。）、代金の取立て及び立替えその他の通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等を行うときは、貨物の荷崩れを防止するための措置、貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導その他の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 第九条及び第十二条の規定は、通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

（適用除外）

第十九条 この法律の規定は、貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送については、適用しない。

第三章 第二種貨物利用運送事業

（許可）

第二十条 第二種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

（附帯業務）

第二十二条 第十二条及び第十五条の規定は、利用運送事業者が当該利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管及び仕分、代金の取立て及び立替えその他通常利用運送事業に附帯する業務について準用する。

第三章 運送取次事業

（登録）

第二十三条 運送取次事業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第二十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 三 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

2 前項の申請書には、事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

- 一 第六条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者
- 二 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を経営しようとする者であつて、第六条第一項第五号イからニまでに掲げる者(以下「外国人等」という。)に該当するもの

(許可の基準)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の遂行上適切な計画(集配事業計画を除く。)を有するものであること。
- 二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること

第二十四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
- 四 事業に係る運送機関の種類及び業務の範囲

2 前項の申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を運送取次事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六条 国土交通大臣は、第二十三条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録の取消しを受け、その

三 その事業に係る実運送により定時に、及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 貨物の集配を利用運送と一貫して円滑に実施するための適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合であつて申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けていない者であるときは、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(事業計画及び集配事業計画)

第二十四条 第二十条の許可を受けた者(以下「第一種貨物利用運送事業者」という。)は、その業務を行う場合には、事業計画及び集配事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該第二種貨物利用運送事業者に対し、事業計画及び集配事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

四 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者による本邦内の各地間において発着する貨物の運送に係る運送取次事業を営しようとする者であつて、第五条第四号イからニまでに掲げる者(以下「外国人等」という。)に該当するもの

五 その事業に必要と認められる国土交通省令で定める施設を有しない者

六 その事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条 第二十三条の登録を受けた者(以下「運送取次事業者」という。)は、第二十四条第一項第四号に掲げる事項について変更をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条第二項、第二十五条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

4 運送取次事業者は、第二十四条第一項第一号から第三号までに掲げる

第二十五条 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第二十三条の規定は、前項の認可について準用する。

3 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（利用運送約款）

第二十六条 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

（事業の種別等の揭示）

事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。その届出があった場合には、国土交通大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（料金）

第二十八条 運送取次事業者は、料金（船舶運航事業者の行う運送（当該運送に係る利用運送を含む。）であつて国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第九条第二項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第二項中「利用運送事業者」とあるのは、「運送取次事業者」と読み替えるものとする。

（運送取次約款）

第二十九条 運送取次事業者は、運送取次約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の運送取次約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「利用運送事業者」とあるのは、「運送取次事業者」と、同条第二項第二号中「少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに」とあるのは、「少なくとも料金の收受及び」と、同条第三項中「標準利用運送約款」とあるのは「標準運送取次約款」と読み替えるものとする。

（運送機関の種類等の揭示）

第二十七条 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（消費者を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（事業改善の命令）

第二十八条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があるときは、第二種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は集配事業計画を変更すること。
- 二 利用運送約款を変更すること。
- 三 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができ、保険契約を締結すること。
- 四 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

第三十条 運送取次事業者は、その事業に係る運送機関の種類、料金、運送取次約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（承継）

第三十条の二 運送取次事業者がその事業の全部を譲渡し、又は運送取次事業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該運送取次事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人（運送取次事業者たる法人と運送取次事業を経営しない法人の合併後存続する運送取次事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。）、若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、当該運送取次事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により運送取次事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 第二十七条第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

第二十九条 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第二種貨物利用運送事業者たる法人と第二種貨物利用運送事業を経営しない法人が合併する場合において第二種貨物利用運送事業者たる法人が存続するとき又は第二種貨物利用運送事業者たる法人が分割をする場合において第二種貨物利用運送事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第二十二條及び第二十三條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて第二種貨物利用運送事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて第二種貨物利用運送事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により第二種貨物利用運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第三十條 第二種貨物利用運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第二種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。)が被相続人の経営していた第二種貨物利用運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被

(事業の廃止)

第三十一條 運送取次事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び登録の取消し)

第三十二條 国土交通大臣は、運送取次事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により第二十三條の登録又は第二十七條第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十六條第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するに至

相続人に対してした第二種貨物利用運送事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二條及び第二十三條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

（事業の休止及び廃止）

第三十一條 第二種貨物利用運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物の集配に係る輸送の安全）

第三十二條 第二種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業法第三條又は第三十五條第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七條第三項に定めるところによる。

つたとき。

（登録の抹消）

第三十三條 国土交通大臣は、第三十一條の規定による届出があつたとき、又は前條の規定による登録の取消しをしたときは、当該運送取次事業の登録を抹消しなければならない。

（準用規定）

第三十四條 第十條、第十三條、第十五條（第一号及び第三号に係る部分を除く。）及び第十六條の規定は、運送取次事業者について準用する。この場合において、第十條中「運賃又は料金」とあるのは「料金」と、第十五條及び第十六條中「利用運送事業」とあるのは「運送取次事業」と、第十五條第二号中「利用運送約款」とあるのは「運送取次約款」と読み替えるものとする。

2 第十五條（第一号及び第三号に係る部分を除く。）及び第三十條の規定は、運送取次事業者が当該運送取次事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管及び仕分、代金の取立て及び立替えその他通常運送取次事業に附帯する業務について準用する。この場合において、第十五條中「利用運送事業」とあるのは「運送取次事業」と、同條第二号中「利用運送約款」とあるのは「運送取次約款」と読み替えるものとする。

(事業の停止及び許可の取消し)

第三十三条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内(第三号に該当する場合にあつては、六月以内)において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第二十二条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 貨物の集配を自動車を使用して行っている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条(同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。

(準用規定)

第三十四条 第十条、第十一条、第十三条並びに第十八条第一項及び第二項の規定は、第二種貨物利用運送事業者について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第一種貨物利用運送事業のため」とあるのは、「貨物利用運送事業のため」と、同条第二項中「第一種貨物利用運送事業を」とあるのは、「貨物利用運送事業を」と読み替えるものとする。

2 第二十七条及び第二十八条の規定は、通常第二種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

第四章 外国人等による国際貨物運送に係る貨物利用運送事業

(登録)

第四章 外国人等による国際貨物運送取扱事業

第三十五条 外国人等は、第三条第一項及び第六条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国土交通大臣の行う登録を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を営することができる。

2 前項の登録は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じて行う。

3 第三条第二項の規定は、第四十五条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三条第二項中「第二十一条第一項第二号の事業計画」とあるのは、「第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

（登録の申請）

第三十六条 前条第一項の登録を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請者に対し、前項に規定するもののほか、事業の計画その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（登録の実施）

第三十七条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を外国人国際第一種貨物海上利用運送事業者登録簿（以下「外国人国際第一種海上登録簿」という。）又は外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者登録簿（以下「外国人国際第一種航空登録簿」という。）に登録しなければならない。

一 前条第一項に規定する事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、外国人国際第一種海上登録簿及び外国人国際第一種航空登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第三十八条 国土交通大臣は、第三十六条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮^ミの刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第一種貨物利用運送事業の登録若しくは第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する免許その他の行政処分を含む。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者

四 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

五 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる者のいずれかに該当する者

六 国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために登録を拒否することが適切であると認め

られる事由として国土交通省令で定めるものに該当する者

- 2 | 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

- 第三十九条 第三十五条第一項の登録を受けた者（以下「外国人国際第一種貨物利用運送事業者」という。）は、第三十六条第一項に規定する事項（第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 | 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「第四条第一項各号に掲げる事項その他の国土交通省令で定める事項」とあり、第三十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

- 3 | 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、第三十六条第一項に規定する事項（第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に限る。）について変更があつたとき又は第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 4 | 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、届出があつた事項を外国人国際第一種海上登録簿又は外国人国際第一種航空登録簿に登録しなければならない。

（運賃又は料金の変更命令）

第四十条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業者に対し、運賃又は料金の変更を命ずることができる。

（事業の廃止）

第四十一条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

（事業の停止及び登録の取消し）

第四十二条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法令、法令に基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が不正の手段により第三十五条第一項の登録又は第三十九条第一項の変更登録を受けたとき。

三 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

四 外国人国際第一種貨物利用運送事業者の所属国（外国人国際第一種貨物利用運送事業者が個人である場合にあつてはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあつてはその株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。）が、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十

五条第一項の登録を受けた時における所属国と異なるものとなつたとき。

五 外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業について第三十五条第一項の登録を受けた者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、日本国と当該外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者が国籍を有し、又はその本店その他の主たる事務所が所在する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、公共の利益のためその処分をする必要があると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当するに至つたとき。

（登録の抹消）

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。

（附帯業務）

第四十四条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等、代金の取立て及び立替えその他の通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等を行うときは、貨物の荷崩れを

防止するための措置、貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導その他の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3| 第九条及び第十二条の規定は、通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

(許可)

第四十五条 外国人等は、第二十条及び第二十二条(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営営することができる。

2 前項の許可は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じて行う。

3・4| (略)

5| 国土交通大臣は、第一項の許可については、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達確保されるよう配慮するものとする。

(事業計画)

第四十六条 前条第一項の許可を受けた者(以下「外国人国際第二種貨物

(許可)

第三十五条 外国人等は、第三条第一項及び第五条(第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業を営営することができる。

2 前項の許可は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、利用運送事業の種別について行う。

3| 第三条第三項の規定は、第二種利用運送事業について第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項第三号の事業計画」とあるのは、「第三十五条第四項の事業計画」と読み替えるものとする。

4・5| (略)

6| 国土交通大臣は、第一項の許可については、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達確保されるよう配慮するものとする。

(事業計画)

第三十六条 前条第一項の許可を受けた者(以下「外国人国際利用運送事

利用運送事業者」という。）は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 外国人国際第二種貨物利用運送事業者は、事業計画の変更（第四項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の認可について準用する。

4 外国人国際第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、事業計画の変更を命ずることができる。

（運賃又は料金の変更命令）

第四十七条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、運賃又は料金の変更を命ずることができる。

（事業の廃止）

業者」という。）は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 外国人国際利用運送事業者は、事業計画の変更（第四項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 前条第六項の規定は、前項の認可について準用する。

4 外国人国際利用運送事業者は、国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際利用運送事業者に対し、事業計画の変更を命ずることができる。

（運賃及び料金）

第三十七条 外国人国際利用運送事業者は、運賃及び料金（第九条第一項の国土交通省令で定める利用運送に係るものを除く。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第五項の規定は、前項の運賃又は料金について準用する。

（事業の廃止）

第四十八条 外国人国際第二種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

（貨物の集配に係る輸送の安全）

第四十九条 外国人国際第二種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条第三項に定めるところによる。

（事業の停止及び許可の取消し）

第四十九条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法令、法令に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第二種貨物利用運送事業者の所属国（外国人国際第二種貨物利用運送事業者が個人である場合にあってはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあってはその株式会社等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。）が、当該外国人国際第二種貨物利用運送事業者が第四十五条第一項の許可を受けた時における所属国と異なるものとなったとき。

第三十八条 外国人国際利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

（事業の停止及び許可の取消し）

第三十九条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人国際利用運送事業者が法令、法令に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際利用運送事業者の所属国（外国人国際利用運送事業者が個人である場合にあってはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあってはその株式会社等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下同じ。）が、当該外国人国際利用運送事業者が第三十五条第一項の許可を受けた時における所属国と異なるものとなったとき。

三 外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業について第四十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、日本国と当該外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者が国籍を有し、又はその本店その他の主たる事務所が所在する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失ったとき。

四（略）

（準用規定）

第四十九条の三 第四十四条の規定は、外国人国際第二種貨物利用運送事業者について準用する。

三 外国人国際利用航空運送事業者（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けた者をいう。）にあつては、日本国と当該外国人国際利用航空運送事業者が国籍を有し、又はその本店その他の主たる事務所が所在する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際利用航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失ったとき。

四（略）

（貨物の集配に係る輸送の安全）

第四十条 第二種利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けた者（貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条第三項に定めるところによる。

（登録）

第四十一条 外国人等は、第二十三条及び第二十六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国土交通大臣の行う登録を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る運送取次事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る運送取次事業を営営することができ

る。

2 前項の登録は、同項に規定する国際貨物運送の区分により行つ。

(登録の申請)

第四十二条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 業務の範囲その他国土交通省令で定める事項

2 国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請者に対し、前項に規定するもののほか、事業の計画その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

(登録の実施)

第四十三条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を外国人国際海上運送取次事業者登録簿又は外国人国際航空運送取次事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十四条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑(これに相当する外国の法令による刑

を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 利用運送事業の許可若しくは運送取次事業の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者のあるもの

四 第二十六条第五号又は第六号に掲げる者のいずれかに該当する者

五 国際貨物運送に係る運送取次事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために登録を拒否することが適切であると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当する者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第四十五条 第四十一条第一項の登録を受けた者（以下「外国人国際運送取次事業者」という。）は、第四十二条第一項第二号に掲げる事項について変更をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第四十二条第二項、第四十三条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「次に掲げ

る事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

4 外国人国際運送取次事業者は、第四十二条第一項第一号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。その届出があつた場合には、国土交通大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(料金)

第四十六条 外国人国際運送取次事業者は、料金(第二十八条第一項の国土交通省令で定める運送に係るものを除く。)を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十六条第五項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第五項中「外国人国際利用運送事業者」とあるのは、「外国人国際運送取次事業者」と読み替えるものとする。

(事業の廃止)

第四十七条 外国人国際運送取次事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(事業の停止及び登録の取消し)

第四十八条 国土交通大臣は、外国人国際運送取次事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。
- 二 不正の手段により第四十一条第一項の登録又は第四十五条第一項の

変更登録を受けたとき。

三 第四十四条第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、公共の利益のためその処分をする必要があると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当するに至ったとき。

（登録の抹消）

第四十九条 国土交通大臣は、第四十七条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該外国人国際運送取次事業者の登録を抹消しなければならない。

（許可の条件等）

第五十条 この章に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、これを変更し、及び許可又は認可の後これに条件又は期限を付することができる。

（行政手続法の適用除外）

第五十条の二 国際貨物運送に係る利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合における第三十六条第五項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条又は前条の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

2 国際貨物運送に係る運送取次事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由として国土交

（登録等の条件等）

第五十条 この章に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、これを変更し、及び登録、許可又は認可の後これに条件又は期限を付することができる。

（行政手続法の適用除外）

第五十条の二 国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合における第四十条、第四十二条、第四十四条第三項又は前条の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

2 国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由と

して国土交通省令で定めるものに該当する場合における第四十六条第五項、第四十七条、第四十九条の二、第四十九条の三において準用する第三十四条第三項又は前条の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第五章 雑則

（貨物利用運送事業を営む者以外の者による人を誤認させる行為の禁止）

第五十一条 貨物利用運送事業を営む者以外の者は、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

2 国土交通大臣は、貨物利用運送事業を営む者以外の者に対し、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずることができる。

（貨物利用運送事業の健全な発達等のためにする施策）

第五十二条 国土交通大臣は、貨物の流通の円滑化に資するため、高度かつ多様な貨物の運送サービスに対する利用者の選好の動向、これに対応する貨物の流通に関する事業活動の動向等に配慮しつつ、貨物利用運送事業の健全な発達並びに利用者に対する貨物の運送サービスの改善及び向上を図るために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

（貨物利用運送事業に関する団体の届出）

第五十三条 貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物利用運送事業の

通省令で定めるものに該当する場合における第四十六条第二項において準用する第三十六条第五項又は第四十八条の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第五章 雑則

（貨物運送取扱事業の健全な発達等のためにする施策）

第五十一条 国土交通大臣は、貨物の流通の円滑化に資するため、高度かつ多様な貨物の運送サービスに対する利用者の選好の動向、これに対応する貨物の流通に関する事業活動の動向等に配慮しつつ、貨物運送取扱事業の健全な発達並びに利用者に対する貨物の運送サービスの改善及び向上を図るために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

（貨物運送取扱事業に関する団体の届出）

第五十二条 貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物運送取扱事業の

健全な発達を図ることを目的として貨物利用運送事業を営業者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 国土交通大臣は、貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物利用運送事業の健全な発達を図るために必要があるときは、前項の規定による届出をした団体に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

(登録等の条件等)

第五十四条 この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、登録、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

健全な発達を図ることを目的として貨物運送取扱事業を営業者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 国土交通大臣は、貨物の運送サービスの改善及び向上又は貨物運送取扱事業の健全な発達を図るために必要があるときは、前項の規定による届出をした団体に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

(通運計算事業の届出)

第五十三条 鉄道運送事業者の行う運送に係る貨物運送取扱事業その他国土交通省令で定める貨物運送取扱事業を営業者（以下「特定貨物運送取扱事業者」という。）の需要に応じ、有償で、当該貨物運送取扱事業から生ずる特定貨物運送取扱事業者間の債権債務の決済又は債権の取立てを行う事業（以下「通運計算事業」という。以下同じ。）を営みしようにする者は、当該債権債務の決済又は債権の取立てに関する契約の締結及び解除に関する事項、通運計算事業を営業者の責任に関する事項その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 通運計算事業を営業者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(許可等の条件)

第五十四条 この法律（第四章の規定を除く。）に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

ない。

（報告の徴収及び立入検査）

第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、外国人国際第一種貨物利用運送事業者又は外国人国際第二種貨物利用運送事業者（以下単に「貨物利用運送事業者」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物利用運送事業者の主たる事務所その他の営業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 （略）

第六章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十条の規定に違反して第二種貨物利用運送事業を営じた者
- 二 第三十四条第一項において準用する第十三条第一項の規定に違反してその名義を他人に第二種貨物利用運送事業のため利用させた者
- 三 第三十四条第一項において準用する第十三条第二項の規定に違反して第二種貨物利用運送事業を他人にその名において経営させた者
- 四 第四十五条第一項の規定により第二種貨物利用運送事業について許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

（報告の徴収及び立入検査）

第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、利用運送事業者、運送取次事業者、外国人国際利用運送事業者、外国人国際運送取次事業者又は通運計算事業を営業者（以下「利用運送事業者等」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、利用運送事業者等の主たる事務所その他の営業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 （略）

第六章 罰則

第六十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して第二種利用運送事業を営じた者
- 二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に第二種利用運送事業のため利用させた者
- 三 第十六条第二項の規定に違反して第二種利用運送事業を他人にその名において経営させた者
- 四 第三十五条第一項の規定により第二種利用運送事業について許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第六十一条 第三十三条又は第四十九条の二の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して、第一種貨物利用運送事業を営した者

二 第十三条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）

（）の規定に違反してその名義を他人に第一種貨物利用運送事業のため利用させた者

三 第十三条第二項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）

（）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人にその名において営させた者

四 第三十五条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしなければならない事項を登録を受けないでした者

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、第一種利用運送事業を営した者

二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に第一種利用運送事業のため利用させた者

三 第十六条第二項の規定に違反して第一種利用運送事業を他人にその名において営させた者

四 第三十五条第一項の規定により第一種利用運送事業について許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の規定に違反して運送取次事業を営した者

二 第三十四条第一項において準用する第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に運送取次事業のため利用させた者

三 第三十四条第一項において準用する第十六条第二項の規定に違反して運送取次事業を他人にその名において営させた者

四 第四十一条第一項の規定により登録を受けてしなければならない事項を登録を受けないでした者

第六十三条 第十六条又は第四十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十四条 第五十一条第二項の規定による命令（第二種貨物利用運送事業に係るものに限る。）に違反した者は、百五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項又は第三十六条第二項の規定により認可を受けていなければならぬ事項を認可を受けなかった者
- 二 第二十一条又は第三十九条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項又は第二十九条第一項の規定により認可を受けていなければならぬ事項を認可を受けなかった者
- 二 第九条第一項、第二十八条第一項、第三十七条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出をしないで運賃又は料金を収受した者
- 三 第七条第二項、第九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条（第二十二条及び第三十四条において準用する場合を含む。）、又は第三十六条第五項（第三十七条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 四 第三十二条又は第四十八条の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 五 第二十七条第一項の規定に違反して第二十四条第一項第四号に掲げる事項について変更をし、又は第四十五条第一項の規定に違反して第四十二条第一項第二号に掲げる事項について変更をした者
- 六 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第二十六条第一項の規定による認可を受けずに、又は認可を受けた利用運送約款によらないで、運送契約を締結した者

二 第十二条（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第二十八条（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条、第四十四条第三項（第四十九条の三において準用する場合を含む。）、第四十六条第五項又は第四十七条の規定による命令に違反した者

三 第二十五条第一項又は第四十六条第二項の規定に違反して事業計画又は集配事業計画を変更した者

四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第四号に掲げる事項について変更をし、又は第三十九条第一項の規定に違反して第三十六条第一項に規定する事項について変更をした者

二 第五十一条第二項の規定による命令（第一種貨物利用運送事業に係

七 第五十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

るものに限る。)に違反した者

第六十七条 (略)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第三項、第十一条(第三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第十五条、第二十五条第三項、第三十条、第三十九条第三項、第四十一条、第四十六条第四項又は第四十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九条(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、又は第二十七条(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

第六十五条 (略)

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第三項、第十四条、第十九条、第二十七条第四項、第三十条の二第二項、第三十一条、第三十六条第四項、第三十八条、第四十五条第四項、第四十七条又は第五十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条(第二十二條において準用する場合を含む。)、又は第三十条(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次 項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて 、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。 3 6（略） 7 この法律において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運 送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運 送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送（自動車を 使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運 送をいう。 （許可の申請） 第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一（略） 二 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車（以下「事業用自 動車」という。）の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める 事項に関する事業計画 2 前条の許可の申請をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合に	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次 項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物 自動車運送事業以外のものをいう。 3 6（略） （許可の申請） 第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一（略） 二 営業区域、営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車（以下 「事業用自動車」という。）の概要、特別積合せ貨物運送をするかど うかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画 2 前条の許可の申請をする者は、特別積合せ貨物運送をしようとする場

あつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画にそれぞれ当該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 特別積合せ貨物運送をしようとする場合 特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他国土交通省令で定める事項

二 貨物自動車利用運送を行おうとする場合 業務の範囲その他国土交通省令で定める事項

3
(略)

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

一 (略)

二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したもの)とみなされた日を含む。)をいう。)前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。)

三・四 (略)

(緊急調整措置)

第七条 国土交通大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の

合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他国土交通省令で定める事項を併せて記載しなければならない。

3
(略)

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

一 (略)

二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したもの)とみなされた日を含む。)をいう。)前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。)

三・四 (略)

(緊急調整措置)

第七条 国土交通大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の

供給輸送力（以下この条において単に「供給輸送力」という。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、第三条の許可を受けた者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）であつてその行う貨物の運送の全部又は大部分が当該特定の地域を発地又は着地とするものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可をするときは、当該許可に係る事業の範囲を当該緊急調整地域を発地又は着地としない貨物の運送に限定してこれをしなければならぬ。

5 国土交通大臣は、第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊急調整区間において行われるものであるときは、当該許可をしなくてはならない。

6 (略)

(運送約款)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

供給輸送力（以下この条において単に「供給輸送力」という。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、第三条の許可を受けた者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）であつて当該特定の地域にその営業区域の全部又は大部分が含まれるものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る営業区域が当該緊急調整地域の全部若しくは一部を含むものであるとき、又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において同条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部若しくは一部が当該緊急調整区間において行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

5 (略)

(禁止行為)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する貨物の運送をしてはならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（運賃及び料金等の揭示）

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

第十二条から第十六条まで 削除

（運賃及び料金）

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般貨物自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（運賃又は料金の割戻しの禁止）

第十二条 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(運送約款)

第十三条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(運賃及び料金等の揭示)

第十四条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第十五条及び第十六条 削除

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第二十二條の二 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者（以下「特定貨物自動車運送事

業者」という。）が第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

（輸送の安全確保の命令）

第二十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十七条第三項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二條第二項若しくは第三項又は前条の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（事業改善の命令）

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一（四）（略）

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

六（略）

（特定貨物自動車運送事業）

（輸送の安全確保の命令）

第二十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十七条第三項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（事業改善の命令）

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一（四）（略）

五（略）

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3 (略)

4 第四条第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項並びに第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第七条第四項の規定は同条第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可の申請について、同条第六項の規定は当該緊急調整地域の指定がある場合における特定貨物自動車運送事業者について準用する。

6 第九条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十二條の二、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十二条並びに第三十三条の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七条第四項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第二項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

第三十五条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 営業区域、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3 (略)

4 第四条第三項及び第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第七条第四項の規定は同条第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可の申請について、同条第五項の規定は当該緊急調整地域の指定がある場合における第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)について準用する。

6 第九条、第十条、第十一条第一項、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十二条並びに第三十三条の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七条第四項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第二項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 (略)

2 第十七条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十五条第一項及び第三十三条(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第四項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二條第二項若しくは第三項又は前条の規定」とあるのは「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第三項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(第二種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 第八条から第十一条まで、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条の規定又は第三十五条第六項において準用する第九条、第二十七条及び第三十二条の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が経営する貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十条又は第四十五条第一項の許可に係る同法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業(同項に規定する貨物の集配(以下この条において「貨物の集配」という。)に係る部分に限る。))については、適用しない。

2 貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可(以下この

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 (略)

2 第十七条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十五条第一項及び第三十三条(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第四項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定」とあるのは「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第三項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(第二種利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 第八条から第十四条まで、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条の規定又は第三十五条第六項において準用する第九条、第十条、第十一条第一項、第二十七条及び第三十二条の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が経営する貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第三条第一項又は第三十五条第一項の許可に係る同法第二条第九項の第二種利用運送事業(同項に規定する貨物の集配(以下この条において「貨物の集配」という。)に係る部分に限る。))については、適用しない。

2 貨物運送取扱事業法第二条第九項の第二種利用運送事業についての同

条において「第二種貨物利用運送事業許可」という。）を受けた者であつて当該第二種貨物利用運送事業許可（当該事業に係る同法第二十五条第一項又は第四十六条第二項の認可を含む。以下この条において同じ。）の申請の時に同法第二十三条第五号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

3 第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十二條の二、第二十三条、第二十四条、第三十三条（第一号に係る部分に限る。）並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者（第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。）について、第十七条第四項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

（事業）

法第三条第一項又は第三十五条第一項の許可（以下この条において「第二種利用運送事業許可」という。）を受けた者であつて当該第二種利用運送事業許可（当該事業に係る同法第八条第一項又は第三十六条第二項の認可を含む。以下この条において同じ。）の申請の時に同法第六号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

3 第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十三條、第二十四条、第三十三条（第一号に係る部分に限る。）並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者（第二種利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種利用運送事業者」という。）について、第十七条第四項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

（事業）

第三十九条（略）

一（略）

二 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 五（略）

（苦情の解決）

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 地方実施機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について貨物自動車運送事業者に周知させなければならない。

（説明又は資料提出の請求）

第三十九条の三 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めが

第三十九条（略）

一（略）

二 貨物自動車運送事業者（特定第二種利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 五（略）

あつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 指定試験機関が第五十七条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 指定試験機関が第五十七条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

第七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十四条 第九条第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした試験機関の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項、第二十三条（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第一項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 (略)

三 削除

四 第十条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五〇九 (略)

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十四条 第九条第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項、第十一条第二項、第二十三条（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第一項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 (略)

三 第十一条第一項の規定による届出をしないで運賃又は料金を收受した者

四 第十三条第一項の規定による認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかった者

五〇九 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした地方実施機関又は全国実施機関の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)	第七十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした地方実施機関又は全国実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)
第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。 一 (略)	第七十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。 一 (略)
二 第十一条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者 三 正当な理由なく、第二十条の規定による命令に違反して運行管理者資格者証を返納しなかった者	二 第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、第三十五条第六項において準用する第十一条第一項、第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者 三 第十四条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
四 (略) 五 第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者	四 (略)

。地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2 （略） 3 （略） 一、二十一（略） 二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。）を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの 二十三、二十八（略） 4、11（略）	（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2 （略） 3 （略） 一、二十一（略） 二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物運送取扱事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第九項に規定する第二種利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。）を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの 二十三、二十八（略） 4、11（略）

改 正 案	現 行
（指定区間においてする内航運送の特例） 第三十三条の二 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定は、一般港湾運送事業者、はしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。）が当該事業の免許又は許可を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送（自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者又は特定港湾一般港湾運送事業者については一般港湾運送事業に相当する事業の一部として行う場合に限る。）については、これを適用しない。 一般港湾運送事業者、はしけ運送事業者、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が死亡した場合において、第十八条第五項（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。 2 （略）	（指定区間においてする内航運送の特例） 第三十三条の二 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）及び貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）の規定は、一般港湾運送事業者、はしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。）が当該事業の免許又は許可を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送（自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者又は特定港湾一般港湾運送事業者については一般港湾運送事業に相当する事業の一部として行う場合に限る。）については、これを適用しない。 一般港湾運送事業者、はしけ運送事業者、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が死亡した場合において、第十八条第五項（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。 2 （略）

改 正 案	現 行
（この法律の目的） 第一条 この法律は、道路運送事業、自動車ターミナル事業及び貨物利用運送事業に関する信用の増進により、これらの事業の健全な発達を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律で「事業単位」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業、道路運送法による自動車道事業、自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）による自動車ターミナル事業（一般自動車ターミナルを無償で供用するものを除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）による第二種貨物利用運送事業に係る業務が独立して運営され、かつ、適当な事業規模を有すると国土交通大臣が認定したものを行い、「事業者」とは、これらの事業を営む者をいう。 （財団設定の制限） 第五条 自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業にあつては、前条第一号に掲げる不動産及び事業用自動車、自動車道事業及び自動車ターミナル事業にあつては、一般自動車道又は一般自動車ターミナルの敷地が存しないときは、事業者は、事業財団を設定することができない。	（この法律の目的） 第一条 この法律は、道路運送事業、自動車ターミナル事業及び利用運送事業に関する信用の増進により、これらの事業の健全な発達を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律で「事業単位」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業、道路運送法による自動車道事業、自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）による自動車ターミナル事業（一般自動車ターミナルを無償で供用するものを除く。）又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）による第二種利用運送事業に係る業務が独立して運営され、かつ、適当な事業規模を有すると国土交通大臣が認定したものを行い、「事業者」とは、これらの事業を営む者をいう。 （財団設定の制限） 第五条 自動車運送事業及び第二種利用運送事業にあつては、前条第一号に掲げる不動産及び事業用自動車、自動車道事業及び自動車ターミナル事業にあつては、一般自動車道又は一般自動車ターミナルの敷地が存しないときは、事業者は、事業財団を設定することができない。

(登記の申請) 第十二条 (略) 一 事業単位に係る事業についての道路運送法第三条第一号イからハまでの事業、一般貨物自動車運送事業、自動車道事業、自動車ターミナル法第三条各号の事業又は第二種貨物利用運送事業の別 二 四 (略) 五 第二種貨物利用運送事業の事業単位にあつては、利用運送に係る運送機関の種類及び貨物の集配の拠点 (免許又は許可に基づく権利義務の承継) 第十八条 前条の代金の納付があつたときは、買受人は、その時において免許又は許可に基づく権利義務を承継する。ただし、買受人が道路運送法第七条各号、貨物自動車運送事業法第五条各号、道路運送法第四十九条第二項各号、自動車ターミナル法第五条各号又は貨物利用運送事業法第二十二条各号のいずれかに該当する者であるときは、国土交通大臣は、当該免許又は許可を取り消すことができる。 2 (略)	(登記の申請) 第十二条 (略) 一 事業単位に係る事業についての道路運送法第三条第一号イからハまでの事業、一般貨物自動車運送事業、自動車道事業、自動車ターミナル法第三条各号の事業又は第二種利用運送事業の別 二 四 (略) 五 第二種利用運送事業の事業単位にあつては、利用運送に係る運送機関の種類及び貨物の集配の拠点 (免許又は許可に基づく権利義務の承継) 第十八条 前条の代金の納付があつたときは、買受人は、その時において免許又は許可に基づく権利義務を承継する。ただし、買受人が道路運送法第七条各号、貨物自動車運送事業法第五条各号、道路運送法第四十九条第二項各号、自動車ターミナル法第五条各号又は貨物運送取扱事業法第五条各号の一に該当する者であるときは、国土交通大臣は、当該免許又は許可を取り消すことができる。 2 (略)
---	--

改 正 案	現 行
（自動車重量税率の特例） 第九十条の十一（略） 一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）<u>第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を</u>経営する者がこれらの事業の用に供する自動車 イハ（略） 二（略） 2（略）	（自動車重量税率の特例） 第九十条の十一（略） 一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）<u>第二条第九項に規定する第二種利用運送事業を</u>経営する者がこれらの事業の用に供する自動車 イハ（略） 二（略） 2（略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2（略） 一、三（略） 四 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物利用運送事業（第一号に掲げる事業又は当該事業に相当する前号に掲げる事業を営む者の行う運送に係るものに限る。）	（定義） 第二条（略） 2（略） 一、三（略） 四 貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物運送取扱事業（第一号に掲げる事業又は当該事業に相当する前号に掲げる事業を営む者の行う運送に係るものに限る。）

改 正 案	現 行
（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示） 第二十二條の二（略） 2 前項の規定による指示に係る車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、<u>貨物利用運送事業法</u>（平成元年法律第八十二号）の規定による<u>第二種貨物利用運送事業</u>を営業者又は軌道法の規定による軌道経営者（トロリーバスを運行するものに限る。）である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議して定めたとことによつてしなければならない。 （安全運転管理者等） 第七十四條の二 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。 2～8（略） （自動車の使用者の義務等） 第七十五條（略）	（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示） 第二十二條の二（略） 2 前項の規定による指示に係る車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、<u>貨物運送取扱事業法</u>（平成元年法律第八十二号）の規定による<u>第二種利用運送事業</u>を営業者又は軌道法の規定による軌道経営者（トロリーバスを運行するものに限る。）である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議して定めたとことによつてなければならない。 （安全運転管理者等） 第七十四條の二 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。 2～8（略） （自動車の使用者の義務等） 第七十五條（略）

2 (略)

3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

4 11 (略)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2 (略)

一 八 (略)

九 運転適性指導(道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。)を行うこと。

十 十三 (略)

3 8 (略)

(使用者に対する通知)

第百八条の三十四 車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に關してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者又

2 (略)

3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を経営する者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

4 11 (略)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2 (略)

一 八 (略)

九 運転適性指導(道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物運送取扱事業法第二条第九項に規定する第二種利用運送事業を含む。)の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。)を行うこと。

十 十三 (略)

3 8 (略)

(使用者に対する通知)

第百八条の三十四 車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に關してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を経営する者又は軌

は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

。自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外等） 第十三条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（以下「<u>自動車運送事業</u>」という。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）<u>第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業（自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。以下「第二種貨物利用運送事業」という。）の用に供する自動車については、第四条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定を適用せず、その保管場所の確保に関しては、この法律に定めるもののほか、道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）若しくは貨物利用運送事業法又はこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。</u> 2 自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車（以下「<u>運送事業用自動車</u>」という。）の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるときは、当該事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。 3・4 （略）	（適用除外等） 第十三条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（以下「<u>自動車運送事業</u>」という。）又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）<u>第二条第九項に規定する第二種利用運送事業（自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。以下「第二種利用運送事業」という。）の用に供する自動車については、第四条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定を適用せず、その保管場所の確保に関しては、この法律に定めるもののほか、道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）若しくは貨物運送取扱事業法又はこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。</u> 2 自動車運送事業又は第二種利用運送事業の用に供する自動車（以下「<u>運送事業用自動車</u>」という。）の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるときは、当該事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。 3・4 （略）

。登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）			別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率
(略)			(略)		
三十六 道路運送事業の免許又は許可			三十六 道路運送事業の免許又は許可		
(一)・(二) (略)	(略)	(略)	(一)・(二) (略)	(略)	(略)
(三) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円	(三) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき六万円	(四) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円

四十一の二 貨物利用運送事業の登録又は許可

(注) 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）

第十一条第一項（貨物利用運送事業法の特例）又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第三十条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けたものともなされる場合における中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項（効率化計画の認定）の規定による効率化計画の認定又は中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項（特定事業計画の認定）の規定による特定事業計画の認定は、当該登録とみなす。

(一) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
(三) 貨物利用運送事業法第三十条（登録）の船舶運送事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円

四十一の二 利用運送事業の許可又は運送取扱事業の登録

(注) 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）

第十一条第一項の規定により第一種利用運送事業の許可又は運送取扱事業の登録を受けたものともなされる場合における同法第四条第一項の規定による効率化計画の認定は、当該許可又は登録とみなす。

(一) 貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（許可）の利用運送事業の許可	許可又は許可とみなされた件数	一件につき九万円
(二) 貨物運送取扱事業法第二十条（登録）の運送取扱事業の登録	登録又は登録とみなされた件数	一件につき三万円

(略)	(四) 貨物利用運送事業法第四十五條第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
(略)	(三) 貨物運送取扱事業法第三十五條第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
	イ 第一種利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
	ロ 第二種利用運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
(略)	(四) 貨物運送取扱事業法第四十五條第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る運送取次事業の登録	登録件数	

改 正 案	現 行
（業務） 第三十一条（略） 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（<u>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）</u>）<u>（第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）</u>の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。 二 九（略） 2（略）	（業務） 第三十一条（略） 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（<u>貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）</u>）<u>（第二条第九項に規定する第二種利用運送事業を含む。）</u>の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。 二 九（略） 2（略）

改 正 案	現 行
別表第一（第六条関係） 一〇十（略） 十一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等 イ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項（定義）に規定する旅客自動車運送事業（同法第三条第一号八（種類）に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項（定義）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業又は郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の定めるところにより郵政事業庁長官から委託を受けて郵便物の同法第一条（この法律の目的）に規定する運送等を行う事業に直接必要な施設又は設備として財務省令で定めるもの ロ・ハ（略） 十二 二十五（略）	別表第一（第六条関係） 一〇十（略） 十一 次に掲げる施設又は設備の用に供されている土地等 イ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項（定義）に規定する旅客自動車運送事業（同法第三条第一号八（種類）に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のうち旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項（定義）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業、貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第九項（定義）に規定する第二種利用運送事業又は郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の定めるところにより郵政事業庁長官から委託を受けて郵便物の同法第一条（この法律の目的）に規定する運送等を行う事業に直接必要な施設又は設備として財務省令で定めるもの ロ・ハ（略） 十二 二十五（略）

改 正 案	現 行
（効率化計画の認定） 第四条 （略） 2・3 （略） 4 （略） 一・二 （略） 三 事業協同組合等又はその構成員が行おうとする事業が第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）又は貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。）に該当する場合にあつては、当該事業協同組合等又はその構成員が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当しないこと。 5・6 （略） （貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例） 第十一条 事業協同組合等又はその構成員であつて第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録（以下「第一種貨物利用運送事業登録」という。）を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可（同法第九条第一項の認可を含む。）若しくは同法第三十五条第一項の許可（同法第六項において準用する同法第九条第一項の認可を含む。）を受け	（効率化計画の認定） 第四条 （略） 2・3 （略） 4 （略） 一・二 （略） 三 事業協同組合等又はその構成員が行おうとする事業が第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項の第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）又は運送取扱事業（同法第二条第十項の運送取扱事業をいう。以下同じ。）に該当する場合にあつては、当該事業協同組合等又はその構成員が同法第五条第一号から第三号まで又は第二十六条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。 5・6 （略） （貨物運送取扱事業法の特例） 第十一条 事業協同組合等又はその構成員であつて第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可（以下「第一種利用運送事業許可」という。）又は運送取扱事業についての同法第二十三条の登録（以下「運送取扱事業登録」という。）を受けていないものが効率化計画に従つて行おうとする事業が第一種利用運送事業又は運送取扱事業に該当する場合において、事業協同組合等がその効率化計画について

ているものが効率化計画に従って行おうとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、事業協同組合等がその効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可（以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。）を受けたいものとみなす。

2 前項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者については、当該認定計画のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分に登録されたものとみなし、又は当該認定計画のうち貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号及び同法第二項第二号若しくは同法第三十五条第二項第三号及び同法第四項において準用する同法第四条第二項第二号に掲げる事項に相当する部分を同法第四条第一項第二号若しくは第三十五条第二項第三号の事業計画とみなして、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の規定を適用する。

3 事業協同組合等又はその構成員であつて第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が効率化計画に従って行おうとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを行うに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同法第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同法第九条第三項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届

第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなされる者については、当該認定計画のうち貨物運送取扱事業法第四条第一項第三号に掲げる事項に相当する部分を同法の事業計画とみなし、又は当該認定計画のうち同法第二十五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたものとみなして、同法の規定を適用する。

3 事業協同組合等又はその構成員であつて第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けているもの（第一項の規定により第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなされる者を除く。）が効率化計画に従って行おうとする事業が第一種利用運送事業又は運送取次事業に該当し、かつ、これを行うに当たり貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、若しくは同法第三項の規定による届出をし、又は同法第二十七条第一項の変更登録を受け、若しくは同法第四項の規定による届出をしなければならぬ場合において、事業協同組合等がその効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協

出をしなければならない場合において、事業協同組合等がその効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4 認定組合等又はその構成員が認定計画に従って第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行つている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項、同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同法第九条第三項の規定による届出をしなければならない事項について、認定組合等がその認定計画について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定組合等又はその構成員は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5 認定組合等又はその構成員が認定計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定組合等又はその構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 認定組合等又はその構成員たる貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録又は同法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定組合等又はその構成員たる他の運送事業者と認定計画に従つて同法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定計画に従つてこ

同組合等又はその構成員は、これらの規定により認可を受け、若しくは届出をし、又は変更登録を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4 認定組合等又はその構成員が認定計画に従つて第一種利用運送事業又は運送取次事業を行つている場合において、貨物運送取扱事業法第八条第一項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の認可を受け、若しくは同法第八条第三項若しくは第十九条の規定による届出をし、又は同法第二十七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第四項、同法第三十条の第二項若しくは第三十一条の規定による届出をしなければならない事項について、認定組合等がその認定計画について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定組合等又はその構成員は、これらの規定により認可を受け、若しくは届出をし、又は変更登録を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5 認定組合等又はその構成員が認定計画に従つて行う第一種利用運送事業又は運送取次事業であつて荷主を認定組合等又はその構成員に限定して行うものについては、貨物運送取扱事業法第十一条第一項及び第十二条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十九条第一項及び第三十条（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 認定組合等又はその構成員たる利用運送事業者（貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定組合等又はその構成員たる他の運送事業者と認定計画に従つて同法第十四条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

れを変更したときも、同様とする。

7 第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、国土交通省令で定める。

7 第一項の規定により運送取次事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、国土交通省令で定める。

。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（附則第二十二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自動車運送事業者等に関する特例） 第二十二条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者に対する第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定の適用については、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。 2 4 （略）	（自動車運送事業者等に関する特例） 第二十二条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種利用運送事業を営業者に対する第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定の適用については、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。 2 4 （略）

。中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第四条（略） 2・3（略） 4（略） 一、四（略） 五（略） イ（略） ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は<u>第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）</u>であつて、国土交通省令で定めるもの 六（略） 5（略） （特定事業計画の認定） 第十六条（略） 2・3（略） 4（略） 一・二（略）	（定義） 第四条（略） 2・3（略） 4（略） 一、四（略） 五（略） イ（略） ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は<u>第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）</u>であつて、国土交通省令で定めるもの 六（略） 5（略） （特定事業計画の認定） 第十六条（略） 2・3（略） 4（略） 一・二（略）

三 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該特定事業者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

5
(略)

(貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例)

第三十条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録（以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。）を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可（同法第九条第一項の認可を含む。）を受けているものが特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可（以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。）を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定事業計画のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたものとみなし、又は貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項に相当する部分を同条第一

三 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種利用運送事業に該当するときは、当該特定事業者が貨物運送取扱事業法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

5
(略)

(貨物運送取扱事業法の特例)

第三十条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可（以下この条において「第一種利用運送事業許可」という。）を受けていないものが特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当する場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、第一種利用運送事業許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業許可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定事業計画のうち貨物運送取扱事業法第四条第一項第三号に掲げる事項に相当する部分を同法の事業計画とみなして、同法の規定を適用する。

項第二号の事業計画とみなして、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の規定を適用する。

3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行っている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ事項について、当該認定特定事業者がその認定特定事業計画について第十七条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者のうち第四条第四項第五号口に掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて政令で定

3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業許可を受けているもの（第一項の規定により第一種利用運送事業許可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬ場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて第一種利用運送事業を行っている場合において、貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬ事項について、当該認定特定事業者がその認定特定事業計画について第十七条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定事業者は、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者のうち第四条第四項第五号口に掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて政令で定

めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあっては、当該認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者たる第一種貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業登録を受けた者をいう。）が認定特定事業者たる他の運送事業者と認定特定事業計画に従つて同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定事業計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

7 第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、国土交通省令で定める。

めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあっては、当該認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う第一種利用運送事業であつて荷主を認定特定事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物運送取扱事業法第十一条第一項及び第十二条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者たる第一種利用運送事業者（貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定特定事業者たる他の運送事業者と認定特定事業計画に従つて同法第十四条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定事業計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

。自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第二十四条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条 （略）				（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条 （略）			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
第七十四条の二 第一項				第七十四条の二 第一項			
自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠				自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠			
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条（略） 一〇十八（略） 十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 二十〇百二十八（略）	（所掌事務） 第四条（略） 一〇十八（略） 十九 貨物運送取扱事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。 二十〇百二十八（略）